主 文

被審人を過料金一〇〇万円に処する。本件手続費用は被審人の負担とする。

理 由

四九年一〇月二六日現在にいたるも、まだ該命令を履行しないものである。 右事実は本件記録に添付されている通知書、被審人の理由書によつて明らかであるから労働組合法第三二条、非訟事件手続法第二〇七条の規定に従つて主文のとお

り決定する。